

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供(2025年)

マージン率等の情報提供について

許可・届出受理番号	派37-300091			
事業所の名称	小河運送株式会社			
事業所の所在地	香川県高松市屋島西町1972番地5			
① 令和7年6月1日付 派遣労働者数				
21人				
② 令和7年6月1日付 派遣先事業所数(実数)				
2事業所				
③ 令和6年度(令和5年7月1日～令和6年6月30日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額				
16,142円 (全業務平均)				
④ 令和6年度(令和5年7月1日～令和6年6月30日) 派遣労働者の賃金の額の平均額				
11,642円(8時間 全業務平均)				
⑤ 令和6年度(令和5年7月1日～令和6年6月30日) マージン率				
27.9%				
$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間) 当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間) 当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間) 当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$				
マージン率に含まれるもの				
マージンには、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費なども含まれています。				
⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等				
労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を				
☒ 締結している 当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者) 当該労使協定の有効期間の終期 (令和8年3月31日)				
☐ 締結していない				
⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項				
訓練内容				
訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
新規採用者訓練	雇入時	OFF-JT	無償	有給
荷役機器安全訓練	派遣中	OJT	無償	有給
流れ作業対応訓練	派遣中	OJT	無償	有給
サブリーダー訓練	派遣中	OFF-JT	無償	有給
リーダー訓練	派遣中	OFF-JT	無償	有給
⑧ キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先				
相談窓口 総務部派遣課 TEL 087-841-3331				